

鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

- 1 道指定鳥獣保護区等の指定について P 1 ~ 2
- 2 令和4年度鳥獣保護区等指定箇所位置図 P 3
- 3 鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (1) 清水の沢鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (2) シューパロ鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (3) 支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (4) 穂別鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (5) ホロカウシャップ鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (6) 大沼鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (7) 函館山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (8) 滝の湯鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (9) 栄浦鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (10) 鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (11) 糠平鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (12) トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (13) 義経山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (14) 鹿山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (15) 湧洞鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）
 - (16) 初田牛鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

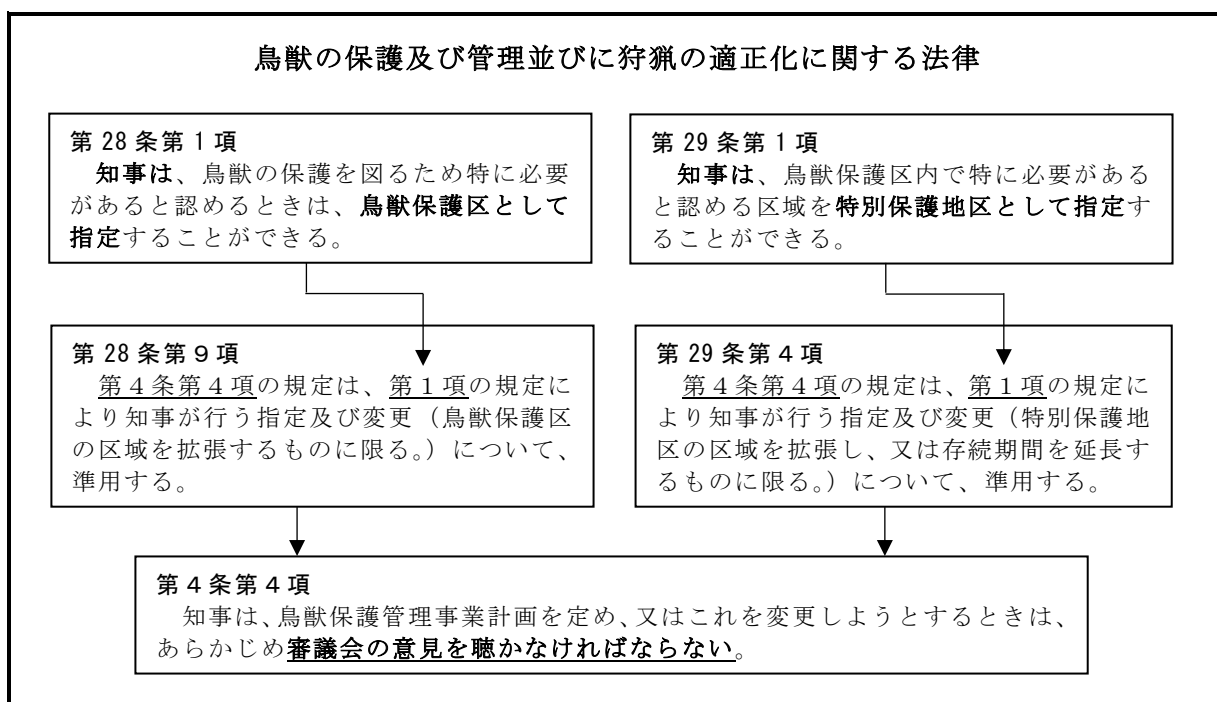
道指定鳥獣保護区等の指定について

1. 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

(1) 諮問の根拠

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び区域の拡張並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定、区域の拡張及び存続期間の延長（再指定））をするときには、第 28 条第 9 項及び第 29 条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、自然環境保全法第 51 条第 1 項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。
- この規定に基づき、北海道環境審議会条例（平成 6 年北海道条例第 34 号）に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区の指定等を諮問する。

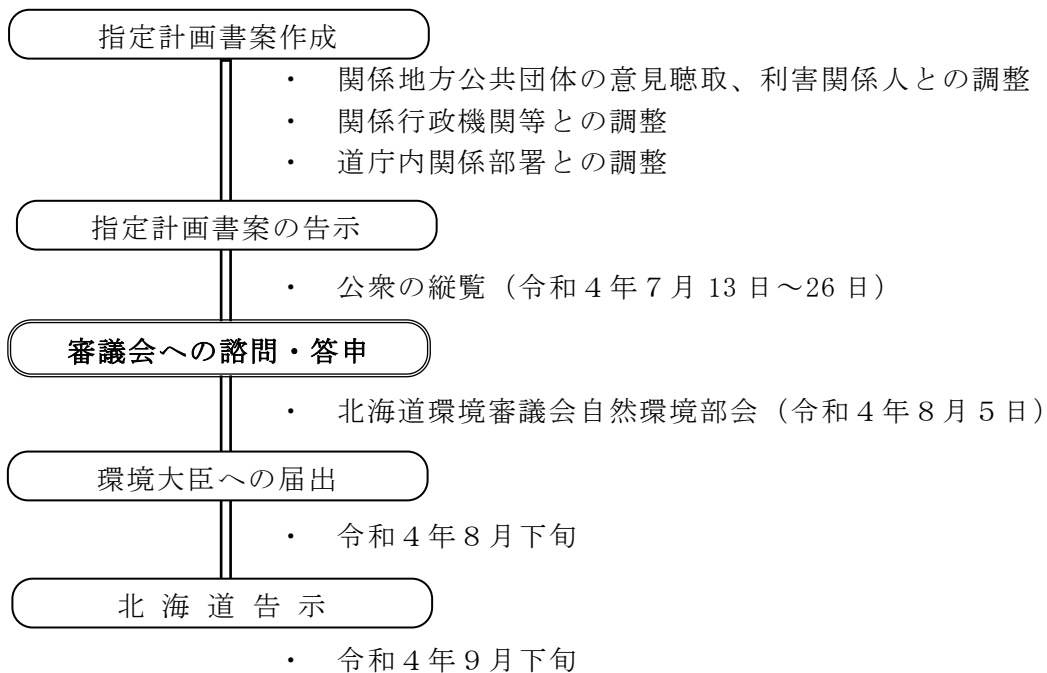
なお、審議会には条例第 7 条第 1 項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第 2 条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。



(2) 諮問案件

令和 4 年 9 月 30 日をもって存続期間が満了する 16 件の鳥獣保護区の更新に係る特別保護地区の再指定について諮問する。

2. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ（令和3年度）



令和4年度 鳥獣保護区特別保護地区再指定箇所位置図

①	清水の沢	空知	夕張市
②	シューパロ	空知	夕張市
③	支笏紋別岳	石狩	千歳市
④	穂別	胆振	むかわ町
⑤	ホロカウシャップ	日高	日高町
⑥	大沼	渡島	函館市
⑦	函館山	渡島	函館市
⑧	滝の湯	オホーツク	北見市

⑨	栄浦	オホーツク	北見市
⑩	鹿の子沢	オホーツク	置戸町
⑪	糖平	十勝	上士幌町・鹿追町
⑫	トムラウシ	十勝	新得町
⑬	義経山	十勝	本別町
⑭	鹿山	十勝	陸別町
⑮	湧洞	十勝	大樹町
⑯	初田牛	根室	根室市

